

5. 学生支援

項目 18：学生支援

各経営系専門職大学院は、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に支援を行うことが必要である。また、学生が学習に専念できるよう、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知することが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。くわえて、学生支援について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 5-1: 学生生活に関する相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われていること。〔F群〕
- 5-2: 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されていること。〔F群〕
- 5-3: 奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制が適切に整備されていること。〔F群〕
- 5-4: 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われているか。〔A群〕
- 5-5: 障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。〔A群〕
- 5-6: 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕
- 5-7: 固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

[当該項目に対する概要]

学生生活の支援については、現職の社会人学生が大半であるという特性を考慮し、メール相談、履修登録時の個別相談、メンタルヘルス相談窓口等、時間や場所による制約の少ない制度によって行っている。また、各種ハラスメントその他の不正行為を防止するため、規程を整備すると共に、通報窓口を設けている。

経済的支援としては日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省の教育訓練給付金制度を利

用することができる。また、長期履修学生制度の利用により授業料の負担を抑えて 2 年以上の計画的履修を行うことも可能である。

障がいを持つ学生への対応については、施設面でのバリアフリー化はある程度実現しており、該当する入学志願者のいる場合は、制度面・人的支援の面で必要な対応に努める。

その他、社会人のための大学院という前提から、授業を DVD に収録して貸し出す「欠席フォロー制度」等の支援も行っており、活用されている。

【各評価の視点における現状の説明】

(5-1) 学生生活に関する相談・支援体制については以下の通り整備され、効果的に支援が行われている。

① メール相談サービスの実施

在学生専用サイトを通じて送信する形のメール相談サービスを実施している。在学生の大半が仕事を有する社会人学生であるという特殊性に配慮し、24 時間受付可能な学修指導・学生生活相談として実施しているものである。授業科目ごとの学修指導の他、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。

メールによる相談では、教員と学生の媒介を事務局員が行うが、直接面談を行う方が適切であると教員が判断した場合は、学生の事情も考慮しつつ適宜面談を設定している。

② 定期的な学生相談会（履修相談会）の開催

学生相談会（履修相談会）は、履修指導、学修上の相談、学生生活上の相談または将来のキャリア等についての相談を目的として、任意参加で実施している。これは、教員および事務局職員が学生個人々の相談に応じるもので、直接面談方式で実施している。

具体的には、各セメスターの履修登録時期に合わせて 1 週間程度の相談期間を設け、学生一人一人の履修上の相談、学生生活上の相談、キャリアプランについての個別相談に応じている。現職を有する社会人に配慮し、学生個々の都合に合わせて原則として予約制で実施している。相談会の期間、時間等については履修指導要項に記載の上、オリエンテーションで説明、案内している。

③ 学校医及びメンタルヘルス相談窓口

学生の心身の健康に関する相談は、本会計大学院が委嘱している学校医と、外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談窓口により対応している。学校医は本会計大学院から徒歩 3 分の場所に位置する診療所に在籍しており、緊急の場合にも対応が可能である。健康相談・メンタルヘルス相談窓口では、本会計大学院専用のフリーダイヤルまたはメールアドレスから 24 時間相談が可能であり、必要に応じてカウンセラー等に面接による相談を行うことができる。

(5-2) 各種ハラスメントに関する規定および相談体制については以下の通り整備を行っており、また学生にも周知している。

全学を対象とした「ハラスメントの防止等に関する規程」および「ハラスメント防止等に関するガイドライン」を制定し、ハラスメント対策委員会を設置しており、事務局は学生部が所管している。事務局は、ハラスメント防止の啓発活動、ガイドラインの策定、再発防止策の実施と教職員への告知を行う。

学生に対しては、これらの体制について学生便覧に記載し、オリエンテーション時にハラスメント防止の注意喚起を行うとともに規程や相談体制について説明している。

万一、ハラスメントが行われた場合、申立人（本学の学生・教職員全員が対象）は、相談委員に相談し、相談委員は委員長に報告する。委員長は、案件に応じて順次段階的に、斡旋委員、紛争処理委員、評議委員を選定し、紛争処理案を検討する。評議委員は、紛争処理案を学長に報告し、学長は、紛争処理の実施について決定する。

また、教育研究に伴う不正行為の早期発見を促し、重大な問題を未然に防ぐことを目的として、2007（平成19）年度から大学全体の「公益通報・相談窓口」を設置している。公益通報・相談窓口は学生・教職員を含む本会計大学院関係者全てが利用でき、副学長または外部の弁護士に直接通報・相談することができる。この窓口の案内は、学生便覧に記載してオリエンテーション時に説明するとともに、学生ラウンジ等学内にも掲示し、周知を図っている。

(5-3) 奨学金その他学生への経済的支援については以下の通り相談・支援体制を整備している。

学生の経済的支援制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省教育訓練給付制度の利用が可能である。また、教育ローン等の利用についても希望により相談に応じている。

本会計大学院独自の奨学金制度は現在のところ有していないが、「長期履修学生制度」により、標準修業年限2年間の授業料で5年まで在学することができるため、諸般の事情によって修業年限を超えて学修を希望する学生の経済的支援の機能も果たしている。

経済的な相談については、学費及び奨学金の事務を担当する学生部職員が随時対応しており、必要に応じて教員や事務局責任者を加えて対応を行っている。

2013（平成25）年度（5月1日現在）の在学生140名中、奨学金利用者は第一種・第二種合わせて9名、教育訓練給付制度利用者（申請者）は28名、長期履修学生制度適用者は30名となっている。

(5-4) 学生の課程修了後を見越したキャリア教育開発およびこれを助言・指導する体制については以下の通り整備している。

本会計大学院は、在学生の大半が現に仕事を有する社会人であるが、少数ながら職業経験のない学生も在籍しているため、進路支援コーナーを設けて求人票や就職関連セミナー等の就職情報を設置している。日常的には、5-1で既述の通り、メール相談サービスや学生相談会による助言・指導を行っており、希望によりキャリアコンサルタントとの面談も設定することが可能である。また、必要に応じて、設置法人の運営する人材紹介事業部と

の連携により、具体的な会計関連職の求人情報提供等も行うことが可能である。

このほか、在学中及び修了後に会計専門資格の取得を目指す学生も多いことを考慮し、「キャリアサポート制度」として、本会計大学院在学学生及び修了生を対象に、設置法人の資格取得対策講座の割引制度を設けており、活用されている。

(5-5) 障がいのある者、留学生、社会人受入れのための支援体制は以下の通り整備されている。

【障がいのある学生受け入れのための支援体制】

本会計大学院の使用建物にはいずれもエレベーターが完備され、本部棟には身体障がい者用のトイレも設置されている。よって、足に障がいを持つ学生は、現状においても受け入れ可能である。授業の板書等の支援に関しては、必要によりティーチング・アシスタント（TA）が対応することが可能である。2013（平成 25）年度までのところ、実際に障がいを持つ方からの入学相談や出願はないが、希望のある場合は、介助者の配置、履修上の特別措置の制度化等、制度面・人的支援の面で対応に努める。

【留学生受け入れのための支援体制】

留学生については、学生部において留学生固有の各種手続について受け入れ体制を整えている。本年度（2013年5月1日現在）までのところ、本会計大学院での留学生の受け入れ実績はないが、過去に総合キャリア学部において受け入れた実績がある。

【社会人学生受け入れのための支援体制】

開設当初より社会人学生の履修に最大限配慮し、平日夜間と土日のみで授業を行っているが、2011（平成 23）年度からは、平日の授業を 19:30～21:00 の 1 コマのみとし、社会人学生がより学びやすいよう配慮するとともに、諸施設の利用可能時間もこれに合わせて変更している。

さらに「欠席フォロー制度」「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等により社会人学生を受け入れるための支援体制を充実させている。具体的な制度の内容は以下の通りである。

○「欠席フォロー制度」

主として仕事を有する社会人学生が、仕事の都合等により授業を欠席した場合、欠席した授業の映像を DVD で視聴することができる制度である。講義形式で行う基礎科目・発展科目の全科目を収録しており、2011（平成 23）年度からは、学内での視聴に加えて DVD の貸出を開始した。

学生は電話や窓口で予約の上、図書館窓口で DVD の貸出を受けて自宅等で視聴することができる。また、欠席レジュメ申し込みにより、授業内で配布されたレジュメも受け取ることができる。

履修上の出席扱いにはならないが、好きな時に何度でも利用できるため、欠席時の補講としての利用だけではなく、出席した授業の復習にも活用されている。

○「長期履修学生制度」

「学生が職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度」（長期履修学生制度規則第2条）である。標準修業年限2年のところ最長5年までの計画的な履修を可能としている。

○「メール相談サービス」

本会計大学院の在学生の大半が仕事を有する社会人学生であるという特殊性に配慮し、24時間受付可能な学修指導・学生生活相談の窓口として設定している。仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルに対応できるため、授業科目ごとの学修指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。

(5-6) 学生の自主的な活動に利用できる施設として、学生ラウンジを設置し、開室時間も授業時間の前後に利用できる時間帯としている。また、運動や課外活動のために学生が近隣の公共スポーツ施設を利用する場合は、その利用料を大学が負担する制度を設けている。

同窓会については、2013（平成25）年度より事務局において準備を進めており、開設から10年目を迎える2014（平成26）年度の同窓会発足を予定している。

(5-7) 「欠席フォロー制度」は、本会計大学院開設当初より特色ある取組みとして在学生にも評価されてきたが、2011（平成23）年度からはDVDの貸出を開始し、多忙な社会人学生に配慮してより利便性を高めている。

また、「長期履修学生制度」については、入学後に仕事や家庭の状況が変化した場合にも対応できるよう、入学時のほか、第1年次の終わりにも制度の利用申請を認めている。長期履修学生の授業料は、履修年数に関わらず、2年で修了する場合と同額としているため、学生への経済的支援としての性格も有する制度である。

いずれも、質の高い会計専門職業人の養成という目的に即し、現に職業を有する社会人の学修が少しでも容易になるよう、最大限配慮した取組みといえる。

上記に加えて、税法修士論文指導に関連して、2012（平成24）年度後期から始めた取組みとして、修了延期生を対象とした半期毎の個別面談が挙げられる。これは、やむなく修了延期することとなった在 student で、週1回の論文指導になかなか出席できていない人を半期に1回集中的に面談するものである。大学院に来づらくなっている在 student に対して、ある種強制的に呼び出しを行い、修士論文の完成に向けた徹底した個別面談を実施している。これは、学生支援の制度とまではいかないものの、現状、非常に強力な修了延期生の指導の機会となっている。

<根拠資料>

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料2-1：LEC 会計大学院 2013年度 学生便覧

- ・資料 2-2 : 2013 年度 前期 履修指導要項 (新入生)
- ・資料 2-3 : 2013 年度 前期 履修指導要項 (在学生)
- ・資料 2-4 : 2013 年度 後期 履修指導要項 (新入生)
- ・資料 2-5 : 2013 年度 後期 履修指導要項 (在学生)
- ・資料 5-1 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程
- ・資料 5-2 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学公益通報・相談窓口利用規定
- ・資料 5-3 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 奨学金返還免除候補者選考規程
- ・資料 5-4 : LEC 東京リーガルマインド大学院
- ・資料 5-5 : こころとからだの健康相談 利用案内
- ・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内／奨学金制度・教育訓練給付制度・長期履修学生制度」
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/scholar.html>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内／フォローシステム」
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/support/index.html>

【5 学生支援の点検・評価】

（1）学生生活に関する支援体制について

本会計大学院では、開設当初より会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定し、平日夜間と土日のみで授業を行うとともに、「欠席フォロー制度」、「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等により、社会人を受け入れるための支援体制が非常に充実している。これらについては開設当初より学生から好評を得ていたものであるが、その後も授業時間帯の変更、「欠席フォロー制度」の充実等、社会人学生の便宜を図るべく随時改善が行われており、高く評価できるところである。

（2）各種ハラスメント等の相談体制について

各種ハラスメントの相談や公益通報・相談の体制については、規則に基づき適切に整備されていると評価できる。今後も、事前防止のための啓発活動に努めていく必要がある。

（3）障がいのある者、留学生の受け入れについて

身体に障がいのある者の受け入れや留学生の受け入れについて、人的な支援体制は一定程度構築できているが、施設面での対応を含め、社会情勢や学生募集状況を踏まえて研究科委員会や学校経営委員会などを通じて継続的に検討し、体制を整備していく必要がある。

【今後の方策（改善のためのプラン）】

（1）学生生活に関する支援体制について

現行の「欠席フォロー制度」、「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」について、利用状況の確認や学生の要望のヒアリングを行いつつ、研究科委員会や学校経営委員会などを通じて一層の充実を図るための検討を行っていく。

（2）各種ハラスメント等の相談体制について

入学者の属性（男女比や年齢構成、職歴の有無など）を鑑みつつ、ハラスメント対策委員会事務局にて、ハラスメント防止のための研修等を企画・実施していく。

（3）障がいのある者、留学生の受け入れについて

身体に障がいのある者の受け入れや留学生の受け入れについても、社会情勢や学生募集状況を考慮に入れ、研究科委員会や学校経営委員会などを通じて継続的に検討していく。